

第18回  
地方公共サービス小委員会  
議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

## 第18回 地方公共サービス小委員会議事次第

日 時：令和3年2月17日（水）10:01～10:53

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会
2. 自治体の入札状況に関する試験調査
3. 窓口業務の民間委託を終了した自治体に係る実施例集
4. 公金債権回収業務に係る調査
5. 閉会

○古尾谷主査 おはようございます。それでは定刻になりましたので、第18回地方公共サービス小委員会を始めさせていただきます。

本日の議題は、議事次第のとおりでございます。

初めに、議題2の「自治体の入札状況に関する試験調査」につきまして、事務局より報告をお願いします。

○事務局 事務局より御報告申し上げます。

まず、資料全体の構成について先に御説明させていただきます。

今回、資料1-1から1-3、それと資料2をお配りしております。資料2に関しましては、本年度実施しました委託調査において、受託者である富士通総研が取りまとめた報告書となっております。

調査の内容に関しましては、資料2の1ページを御覧ください。資料2の1ページ、2、「調査の体系」とございます。そちらで3点の調査・分析を実施してございます。一つ目に、自治体の入札状況に関する試験調査。二つ目が、窓口業務の民間委託を終了した自治体に係る実施例の作成。三つ目が、公金債権回収に係る事例収集となっております。こちらの報告書ですけれども、富士通総研がまとめたものなのですが、今回、御説明に当たり、資料1-1、1-2、1-3、それぞれ入札状況調査、終了自治体の実施例及び公金債権回収業務に係る調査報告書として、取りまとめをさせていただいております。説明に関しましては、資料1-1から1-3に沿って御説明をさせていただければと考えております。

まず、資料1-1、自治体の入札状況に関する調査について御説明させていただきます。資料1-1でございます。本調査に関しては、1の囲みのところに記載のとおりでございます。

調査目的としましては、地方公共サービス小委員会で、窓口業務の民間委託や公金債権回収業務に関する民間委託に関しまして、平成20年以来、様々御議論いただいていたところでございます。ただ、窓口業務の民間委託に関しまして、近年はデジタル化であったり、公金の債権回収に関しまして、室内で整理をしてきたところがございますので、我々が持っている市場化テストのノウハウというものをさらに地方公共団体のほうで生かす手立てがないかということで、自治体がどのような入札をやっているのかということを試験的に調査したものでございます。

(2)の調査概要でございます。抽出対象は141の自治体でございます。こちらに関しては、委託契約及び労働者派遣契約でどのような契約を行っているかというところで調査をしております。抽出条件に関しては、記載のとおりでございます。

調査結果の前に、今後の取り組みについて御説明をさせていただきます。

本調査結果を受けて、当室としては、現在自治体が困っているのは、いわゆる調査業務ではないかなと考えております。今回は試験調査であるため、具体的な内容というところまでは踏み込めていないんですけれども、いわゆるアンケートで調査を実施したり、その

ほか地質調査なんかも入っておりました。

(3)の調査結果を御覧いただければわかるように、まず契約方式に関して、約57.8%が随意契約となっております。その中でも、現状で競争性を発揮されているような調達がされている割合が高い業務種別、上位5つがこちらの化学分析、計画策定、公共インフラ、清掃・警備、調査となっております。また、サンプル数に関しても、今回、7,884件の契約情報を集めたんですけれども、調査に関して自治体で比較的多くの委託が実施されているということがわかりました。また、契約金額1,000万円以上の割合に関しましても、調査業務というのが非常に多いということが分かります。

特に、一番下の「困難なポイントがあった」というところでございます。今回、調達に当たって何か困難なポイントがありましたかということで自治体にお伺いしております。その結果、調査において特に参考事例の収集が困難であるというような自治体からの意見が多数ございました。これらを踏まえて、次年度、地方公共サービス改革に係る取り組みとしまして、調査業務に関して具体的にどのようなことで困っているのか。また、どのようなお手伝いができるのかというところを自治体に伺っていきたいと考えておるところでございます。具体的にどのような調査に絞ってというところは現在、検討中ではあるものの、我々としてノウハウを蓄積している部分で何かお手伝いができるところがあるのではないかなと考えておるところです。

その他、補足説明にはなりますが、今回、調査していく中で、清掃・警備といったところもかなり多くの意見があったところなのですが、清掃・警備に関しましては既に指定管理者制度やPFI制度のもとで新たな取り組みがなされておるところであり、我々としてお手伝いできるとして調査業務というところを、どのようなことで困っていますかということで調査していきたいと考えております。

まず、自治体の入札状況に関する試験調査に関しましては、説明は以上となります。

○古尾谷主査 ありがとうございます。事務局から報告がありました内容につきまして、これから委員の皆様にご意見を伺いたしたいと思います。御発言がある方、よろしくお願いたします。

清原委員。

○清原副主査 おはようございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの調査結果で、まさにキーワードとして「調査」というのが挙げられたということなんですけれども、「調査」といってしまっても大変、範囲が広い言葉でございます。いわゆる世論調査あるいはアンケート調査、意識調査もあれば、専門的な環境調査とか、あるいは、放射線の測定であるとか、あるいは土木や土壌に関する調査とかですね。したがって、今回の調査の結果、「調査」が重要な分野であり、今後、その点についてももう少し深く調査をされたいということなのですが、その「調査」という範囲の中に現時点でどのような類型化を認識されていらっしゃるのでしょうか。そして、特に、私の認識ですと、今、全国の都道府県あるいはとりわけ市区町村の中でも小規模の自治体が、補助金と紐付

けられた「計画策定」に関する負担感を感じているというところがあります。そして、「計画策定」に関する取り組みと、そして、ここに掲げられている「調査」というのは何か密接不可分な点もあるかと思ひまして、そのことについてお気づきの点がありましたら、まず教えていただければと思ひます。よろしくお願ひします。

○古尾谷主査 事務局、お願ひします。

○事務局 清原委員、御指摘ありがとうございます。

まず、調査に関しましてどのような類型があるかというところで、今回、どのような業務種別で調査をしたかということに関しまして、資料2の3ページを御覧いただければと思ひます。

資料2の3ページでございます。資料2の3ページに、業務種別の詳細を記載しております。こちらの項目9番が、今回の調査ということで、当室で分類させていただいたものでございます。いわゆる、世論・住民意識調査、交通関係調査、信用調査などを考えております。ただ、自治体から返ってきたものの中には、委員の御指摘にあったような放射線の分析であったり、地質の分析、環境分析といったような調査も含まれてございました。ただ、こちらに関しましては、いわゆる専門性が高く、受けられる受託者も限られているものと考えておりますので、当室としましては、こちらの3ページに記載の世論調査や交通量調査、信用調査などを主に調べていきたいと考えておるところでございます。

続きまして、2点目の計画策定に関する点でございます。御指摘の点に関しまして、我々も認識不足で、今、委員から御指摘をいただきましてありがたいなというところがございます。今回の調査におきまして、計画策定に向けて事前調査を実施していたり、全体を含めたコンサルティングのような調査を実施しているという事例は、我々も認識はしております。その中で、自治体のほうでそのような計画策定を非常に重く感じているということは我々、初耳ですので、そういった点も含めて、どのような点が自治体で、一番お困りなのかというところをまさに調査したいと考えておるところでございます。

委員の御意見を踏まえまして、次年度の調査に向けて計画を立てていきたいと思ひます。

以上でございます。

○清原副主査 ありがとうございます。私、この2点目については古尾谷主査にも、御指導・御助言いただくべきところだと思ひておきまして、やはり国の補助金等でどうしても「計画策定」が必須になっているものが増えております。自力でできる自治体もあるわけですが、やはり小規模自治体においては、どうしても委託せざるを得ないというようなところがあると承知しておりますので、ぜひ今後、調査をしていただくことによって、小規模自治体を含め、自治体の負担感を軽減しつつ、よりよい行政サービスにつながると思ひます。よろしくお願ひいたします。

○事務局 ありがとうございます。

○古尾谷主査 法律に基づいて計画策定をやらないと予算つけないと言われているのが、400本ぐらいあります。国土強靱化基本計画も、市町村レベルではまだ策定率が非常に

低いところがありまして、人口20万人以下の市町村では特に低いところですが。一方で、それが作れないと予算がつかないというジレンマがあり、非常に大きな課題です。地方3団体も含めて国に対して要請しています。計画を作れといっても、人口1万人ぐらいの市町村にそれほど職員がいるわけではございませんので、1人の総務課長が全部やることとなりますので、よろしくをお願いします。

他にございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、自治体の入札状況に関する試験調査に関する御意見はこれまでといたしまして、次の議題へ進みたいと思いますが、よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

続きまして、議題3「窓口業務の民間委託を終了した自治体に係る実施例集」について、事務局から御報告をお願いします。

○事務局 事務局でございます。

資料1の2を御覧いただければと思います。

今回、「窓口業務の民間委託を終了した自治体に係る実施例集」の作成を行いました。昨年度、全国の自治体に対しまして、窓口業務の民間委託の状況を全国調査しております。その中で、既に窓口業務の民間委託を開始したものの民間委託を終了した自治体が30ございました。今まで我々、参考事例集や実施例集を作成してきた際は、先進的な事例を主に扱っており、実際に終了した自治体に、どういう点が問題でなぜやめたのかということに関しまして、ノウハウの蓄積がございましたので、今回改めて、終了した自治体に対するヒアリングを実施し、その実施例集を作成したところでございます。

資料1の2の表紙部分でございますが、今回、掲載自治体は5自治体となっております。記載のとおり、宮城県東松島市、千葉県成田市、神奈川県南足柄市、静岡県南伊豆町。あと、自治体名非公表の自治体が一つございます。

内容に関しまして、まず全体の構成を御説明させていただきます。1枚めくっていただいて、1ページ、宮城県東松島市の事例で説明させていただきます。

まず、構成としまして一番上に、委託の終了要因を記載してございます。その次に、対象団体や委託業務の概要に関して記載しております。委託業務の委託内容に関しまして、表がございまして、黒丸部分が今回、委託を実施したものの終了した業務の内容となっております。バーの部分に関しましては、そもそも委託を実施していなかった業務となっております。次ページが、窓口業務の委託の導入から終了までの流れとなっております。他の自治体に参考にしていただくに当たり、時系列に並んでいると分かりやすいかなと思ひまして、窓口業務の導入から終了までどのような検討の経緯があったのかというところを時系列に沿ってまとめておるものとなっております。

今回、調査をしました5自治体に関しまして、終了原因はそれぞれ、東松島市であればこちらは東日本大震災の際に交付金がございましたので、その交付金で委託を開始したも

の、やはり財政上の問題で、交付金が終了になった際に民間委託を終了したというところでございます。

続きまして3ページ目、千葉県成田市でございます。千葉県成田市においても、緊急雇用対策交付金を活用した制度だったというところもあるのですが、受託者において業務従事者が頻繁に入れ替わるなど、ノウハウが蓄積されなかったこと、これによって市民サービスの向上、業務効率化が図られなかったということを要因として、民間委託を終了したというところでございます。

また、5ページ目の南足柄市でございます。こちらに関しましては、予算の折り合いから民間委託を終了しおるのですが、昨今、受託事業者の委託費というのが上昇傾向にございます。そういった上昇傾向の中、予算が取れないというところが主な原因となっております。また、市職員の検認が必要になってしまって、結局待ち時間が延びてしまったというところが終了要因となっております。

また、静岡県南伊豆町に関して、7ページでございます。こちらに関しては、既に他の業務で委託を実施していた事業者に対して、窓口業務を併せて委託をしたような形になっております。ただ、業者のほうにノウハウがなくて、やはりパフォーマンスが向上しなかったというところが1点。また、住民が8,167人の自治体ですが、小規模自治体であればあるほど、職員以外の方が個人情報扱うことに関する抵抗感がかなり強くて、窓口を受託者の従事者が立っていても、結局顔見知りなので後ろの職員さんに直接声をかけてしまうみたいな事例が発生しまして、業務効率化が図られないということで終了した自治体となっております。

最後、自治体名非公表でございますが、9ページ目でございます。こちらは、労働局の指摘によって民間委託を終了したものでございます。過去に問題になった点ではあるんですけども、やはり適切な委託の範囲というところが、労働局側と自治体が考えるところに少し齟齬が生じているのかなというところでございます。

合わせて資料2、すみません、資料が飛び飛びになって大変申しわけないのですが、資料2の10ページ目を御覧いただければと思います。

先ほどの実施例集に関しましては、あくまでヒアリングの結果を事実ベースで取りまとめたものになっております。こちらの10ページに、今回ヒアリングの結果からどのようなことが留意点として挙げられるのかというところを記載しております。

まず、SLA、Service Level Agreementの点でございます。待ち時間が長くなってしまったや、業務効率化につながらなかったというところで、そもそもやはり仕様書のほうでService Level Agreement、サービス水準に関する合意をとっておくということが重要と考えております。こちらに関しましては、当室が出している標準委託仕様書でも、注意喚起をしているところでございます。また、小規模自治体における留意点として、やはり窓口業務を職員以外の方が対応するというところに関しましては、事前に、そういったことが起きるということを踏まえた上で委託を開始すべきというところでございます。

また、業務効率化の件に関しては、どうしても委託を開始しましたら、職員による検認作業という今まで必要なかった業務が含まれることとなります。そういったものが増えるということを踏まえて、業務フローの整理等が望まれるところでございます。

また、経費と効果に関してでございます。複数の自治体で予算が取れなかったというところで委託を終了しておるんですけれども、経費削減効果に関しましても、同規模自治体や複数の事業者に対して費用を見積もって、経費削減効果の見込みについて事前にやはりしっかりした調査をしていただくことが重要なところなんです。併せて、経費削減効果だけではなく、民間委託の効果としては業務の効率化や市民サービスの向上というところが挙げられるところでございますので、そういった効果に関しましても経費削減効果と併せて検証していくことが重要なと考えております。

また、今回、全体として言えることなんですけれども、複数の事業者や他の自治体に対するサウンディング、事前調査というのが不足している印象が強かったところです。職員のスキルの低下というところが挙げられるところでして、民間委託を開始してずっと続けることが全てとは我々も考えておりませんので、もし終了していくに当たって、職員の方がノウハウがもうありませんということであれば、終了するにできなくなってしまいますので、何らかの方策、研修の実施や、支所等で窓口業務を職員が実施している場合などはそちらで職員の研修をするなど、職員スキル維持のための方策をとることを検討していくことが、委託に当たって重要なと考えておるところでございます。

以上が、窓口業務の民間委託を終了した自治体に係る実施例に関する説明でございます。以上でございます。

○古尾谷主査 ありがとうございます。

それでは、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

それでは、辻委員、お願いいたします。

○辻専門委員 辻でございます。よろしくお願いいたします。

資料2の、今拝見いたしました10ページ目でございます。今回、この終了した自治体、実施例集を作ってくださいまして大変ありがとうございました。これは自治体としても大変参考になる資料かと思えます。

先ほど、総務省のほうで、民間委託を終了した自治体が30あるとおっしゃっていたと記憶いたします。今回、5自治体についてヒアリングをしていただいたところでございますが、今後、この5自治体以外にもう少し、例えば10とか20とか、ヒアリングをさらに拡充して実施なさる予定とかはあるのでしょうか。

○古尾谷主査 事務局、お願いします。

○事務局 事務局でございます。今後、追加調査の予定は、現在のところ、ございません。その理由としましては、30の自治体が終了したのですが、終了した自治体によっては、そもそも委託していた業務が非常に少なかったり、あとは、もっと積極的に、いわゆるデジタル化の流れで窓口業務の委託が不要になったというようなところが非常に多くて、デ



デジタル化に関しましては別途調査をすることも考えておるんですけども、委託業務の数が非常に少ないというところを調査してもあまり費用対効果が上がらないかなと考えておって、そのため、現在のところ、調査する予定はございません。

○辻専門委員 なるほど、分かりました。ありがとうございます。ちなみに、この資料2の事務ですね。おそらく5つに関して、うまくいかなかった理由は類型化されて抽出されているものだと考えます。これ、もしもほかにも何個か類型化することが可能でしたら、大変参考になるかと思いますので、御検討いただければと思います。

以上です。ありがとうございます。

○古尾谷主査 他にございますでしょうか。石川委員、お願いします。

○石川専門委員 ありがとうございます。石川です。

今、辻委員もおっしゃっておられましたが、その類型化というところでいうと、気づいた点で、戸籍の附票の写しの交付と戸籍謄本の交付については、傾向として、全ての自治体を取りやめられたようなのですが、これは、先ほど言われていたデジタル化なども原因としてあるのか、つまりデジタル化に向かうので民間委託をやめようという動きがあるのか。それとも、この事業は民間委託するのには不向きであったのか。先ほど、自分の住所を多分触られたくないという地域住民の方がおられるということでしたので。特に小規模自治体は。そのあたり、もし原因があれば教えていただければと思います。

以上です。

○古尾谷主査 事務局、お願いします。

○事務局 石川委員、ありがとうございます。

全自治体が戸籍の附票と戸籍謄抄本の交付を取りやめておるんですけども、こちらの原因はそもそも、証明書発行に関しまして委託率、委託がしやすいということが原因となっております。住民異動届を除く住民票の写し等の交付、戸籍の附票の写しの交付、戸籍謄抄本の交付に関しましては、市民課のいわゆる証明書発行窓口のようなところで対応することが非常に多いところでございます。業者のほうでもノウハウが蓄積されておりますので、委託に出しやすいところが、終了の要因ではなくて委託をしやすかったということが今回、このような結果につながったというふうに分析しております。

以上でございます。

○古尾谷主査 よろしいでしょうか。

○石川専門委員 ありがとうございます。

○古尾谷主査 それでは、荒川委員、よろしく願いいたします。

○荒川専門委員 荒川でございます。よろしく願いいたします。ありがとうございます。

今、御説明ありがとうございます。数年前にこの小委員会でこの問題を熱心に議論していたときのことを思い出していたんですけども、やはりそのときもこういうことが課題になるのではないかということが指摘されていたと思います。それで今日の結果を伺いまして、やはりこういうことが課題になってくるんだなということが改めてわかったとい

うことで、すごく意義があったと思います。それは裏返していえば、既にこの小委員会及びその関連の調査等で築き上げられているノウハウの中で突破していけるようなこともあるのではないかなと思った次第です。

ですので、ここでやめられた自治体に限らず、今取り組んでおられる自治体の中でも、こういう課題が起きたらこういうふうに整理して突破していくんだよというようなところが、支援してあげられれば、窓口業務の委託というものがよりいい形で進んでいくのではないかなと思いますし、その中でまた新たに、この小委員会でもまだ道筋を見つけれないような課題があるのであれば、またこの小委員会で議論していくということも意義あることかなと思った次第です。

以上です。ありがとうございます。

○古尾谷主査 事務局から御発言ありますか。

○事務局 荒川委員、ありがとうございます。

御指摘のとおり、課題に関しましては、過去から挙げられているところでございまして、当室の標準仕様書等におきましても、留意点として挙げてきたものでございます。ただ、御指摘のとおり、やはり全国の自治体に広げていくということが非常に重要かと思えますので、こちらの資料1-2、すみません、先ほど説明漏れになってしまうかもしれませんが、今後、ホームページ等で公表しまして、さらに自治体のほうに横展開というところをしていければと考えております。御指摘ありがとうございます。

○古尾谷主査 荒川委員、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、柏木委員、よろしくお願いいたします。

○柏木専門委員 ありがとうございます。私から1点申し上げます。先ほど、この調査の続きで、デジタル化については別途調査されるかもしれないと事務局からおっしゃっていただきましたが、現在、17業務の標準化が進んでいます。そのうち、住民記録システムの標準化の話聞いていくと、総合窓口で課題があると聞いていますので、標準化の動きというのも加味していただき、さらに自治体DX推進計画も踏まえていただくと、新たな課題が見えてくるのかなと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○古尾谷主査 事務局、お願いします。

○事務局 柏木委員、ありがとうございます。御指摘の点、業務の標準化も加えて、総務省内で業務が重複しないように調整をしまして、我々でできる範囲を検討の上、調査を進めていきたいと思っております。御指摘ありがとうございます。

○古尾谷主査 他に御発言ありますかでしょうか。

稲生委員、お願いします。

○稲生副主査 ありがとうございます。資料1-2で、終了事例がありまして、この最後の窓口委託終了事例5ありますけれども10ページのところを拝見すると、どれで言えばいいかという、委託終了後で見るとよろしいかもしれませんが、指摘のあった7課、それから指摘のなかった2課ということで、要は労働局からの指摘によって、委託を続ける

かどうかという判断がなされたということと理解しています。重要なのが、その委託終了後の上の箱の、労働局により、委託業務の範囲を超えているのではないかという指摘なんですけれども、ここで挙げられた3点というのは、今まで偽装派遣のような、偽装請負のような形で、こういう指摘があって、我々の監理委員会でもかなり議論をして、ある程度のガイドラインができ上がってきたようにも思うのですが、今回指摘のあった3点というのが、このガイドラインにも反していることなのか、あるいは特に齟齬はなかったということなのかということをお聞きしたいと思います。

つまり、齟齬がないにもかかわらず労働局から指摘を受けたということであれば、それはある意味では、労働局の認識不足ではなかったのかということも考えるわけでございまして、質問をさせていただく次第です。どうぞよろしく申し上げます。

以上です。

○古尾谷主査 事務局、お願いします。

○事務局 稲生委員、御指摘ありがとうございます。適正な請負に関するガイドラインに関しましては、当室で平成26年に出しまして、その後、改定をしておるところでございます。今回の最後のA市の指摘なんですけれども、結論から申しますと、ガイドラインではここまで細かいことに触れていなかったというところがございます。

具体的な運用に関しましては、やはり我々に法律の有権的な解釈ができないというところがございまして、概要に関しましては、我々が出しているガイドラインに沿った委託の内容になっているものの、細かい実際の現場での動きとか、現場でどのような区割りで仕事をしているのかというところが具体的な指摘につながったというふうに認識しておるところでございます。

そのため、当室のほうのガイドラインがちょっと足りないんじゃないかという御指摘があるのかもしれないのですが、どこまで踏み込めるのかというところは我々も精査できていないところございまして、すみません、ここでの回答は控えさせていただければと思っております。

以上でございます。

○稲生副主査 じゃあ、追加して発言してよろしいでしょうか。

○古尾谷主査 どうぞ。

○稲生副主査 そうすると、これ以上踏み込めないということであればそれでも結構なんですけれども、ただ一応、事例の内容については追っていただいて、注意喚起するなりしていただかないと、自治体からすると、こういうような業務を委託した場合に労働局から指摘を受けるのであれば、多分、委縮してしまうということで、悪い意味での委縮効果が発生する可能性もあるんですよ。ですから、ガイドライン的なものを作るのが難しいのは重々承知しているものの、ただ他方で、何か放置していくと、多分この手の業務はどんどん、ますます減ってくるんじゃないかなということで、使えるものが使えなくなってしまう、委託できなくなってしまうというのも避けるべきだと思いますので、取り扱いについて

は今後、事務局でも検討いただいて、何かいい案があればまた発表いただくとよろしいのではないかなと思いました。

難しいことを言っているのは十分分かっておりますので、御検討いただければという程度のことです。ありがとうございます。

○古尾谷主査 清原委員、お願いします。

○清原副主査 ありがとうございます、清原です。

昨年から今年にかけて、デジタル庁が創設される動きなど、行政事務をめぐるデジタル化が急速に進んでいます。先ほど柏木委員もおっしゃいましたが、このような環境の中で、例えば地方公共団体情報システム機構（J-L I S）でも、総務省から委託を受けている「戸籍の附票の連携システム」、すなわち「マイナンバーカードと電子証明書の海外継続利用に係るシステム改修等」について補正予算がつきましたので、前倒しで進められるということです。

また昨年、いわゆる特別定額給付金事務が市区町村に委ねられたときには、マイナンバーと、それから住民基本台帳ネットワークが接続できない中での事務であったために、大変な苦勞が現場にあったということもございますけれども、そのことについてもまた今後、改善が進むと思われま。

さらに、国のほうでも、小規模自治体などで、特にコンビニエンスストア等で住民票や印鑑証明、あるいは戸籍や税に関する証明書を入手できる、マイナンバーを利用したシステム（コンビニ交付）を導入する際の導入費を補助しています。このようなことも進められていますので、民間委託が必要な自治体もあるでしょうが、一方で、今申し上げましたような、急速に国と自治体の連携がデジタル化していく中で、デジタル上でできていく行政サービスが増えていくと思います。そして、役所の窓口に来て書類を書かなくてもコンビニエンスストアでできてしまうことが推進されていく、今ちょうど過渡期であり、転換期でございますので、「真に自治体の現場に必要な民間委託というのはどういうものなのか」ということについて、改めて調査をしていくことが必要ではないかと、皆様の御意見も伺いながら再確認したところです。

よろしく申し上げます。

○古尾谷主査 事務局、御発言ありますか。

○事務局 すみません。先に、稲生委員からの御指摘に関しまして、事例5に関しましては、委縮効果があるというところは御指摘のとおりかと思ひます。また、この記載であると、まさに検認をすることがいわゆる偽装請負に当たるのではないかというような誤解を生じかねない記載になっているかなというふうに思ひます。こちらの事例5に関しましては、先ほど、ホームページで公表するとお伝えしたのですが、このまま公表する形ではなくて、何か手当をした上で公表する方向で事務局内で検討させていただければと考えております。

また、清原委員から御指摘のあったデジタル化に関しましては、御指摘のとおり、今ま

さに過渡期のところでございます。デジタル化に関して我々が取り組んでいく方向性というのももちろん考えていく必要があるところですが、民間委託に関しましてはまだまだ利用している自治体がいるところですので、どちらも並行で検討して行って、ゆくゆく、ほんとうに窓口に来なくても手続きできるようなという方向性も踏まえた上で今後、検討を進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

○古尾谷主査 辻委員、御発言、よろしく申し上げます。

○辻専門委員 辻でございます。ありがとうございます。

資料1-2の10ページ目、まさに今、議論していた終了事例の5番目でございます。10ページ目の、労働局からの指摘事項の3点でございますが、ここで気になったのが、「管理者を通して指揮命令にあたること」との記載がございます。もし情報をお持ちでしたら御教示いただきたいんですけども、この部分、「管理者を通して」という部分に関しては、労働局は具体的に、いかなる事実認定を行って、そして具体的にどのような規範に当てはめた結果、この「指揮命令にあたる」と判断したのか。そのあたり、詳細な情報はお持ちでしょうか。

○古尾谷主査 事務局、お願いします。

○事務局 すみません。その点に関しましては、ヒアリングの中で具体的な情報がなくて、当時のことを御存じの職員も少なく、具体的な内容に関しては分からなかったというところでございます。

○辻専門委員 このまま、現状ですと、「管理者を通して指揮命令にあたる」と非常に包括的に書いてございますので、おそらく自治体が見てしまうと、もう管理者を通して、媒介して実施することは不可能だというふうに誤解なさるかもしれません。なので、かなり難しい話かもしれませんが、やはり労働局がどういう法解釈を行い、かつ、どういう事実認定を行ったのかを、調査できれば、ひょっとするとまだ、こういう方法であれば管理者を通してなお適法な民間委託ができる、またその内容を一般化して自治体に広めていくということもあり得るかもしれませんので、御検討いただければと思っておりました。

以上です。

○古尾谷主査 何人かの委員の皆様から御意見ありましたが、特にこの最後の事例5につきましては、公開の仕方等も含めまして、やはり多様な意見があるということと、稲生委員がおっしゃったように、非常にこれ、ブレーキがかかる可能性大だと思います。これでは委託なんかやっても仕方ない、労働局から……私どもの経験でも、労働局単位で考え方が違うんですね。実際、私も公共団体の長をやっていたときに、水道関係ですけれども、労働基準監督署が言ってきて、一つの事業所で言っていることと別の事業所に入ってきた監督官が正反対のことを言われたこともあります。本来なら統一の見解を示されてからでないかと、なかなかオープンにはできないこともあります。そういった面では、この扱いについていかがなんでしょうか。事務局として、これをこのままオープンに、修正とかそういうことではなくて、オープンにすること自体に対して若干、精査があった上で

ならよろしいかと思いますが、そのままの自治体からの情報をもとに、そこの一労働基準監督署からの指摘をもとに全国にオープン化するというのは、若干委員の皆様は不安を持ってらっしゃるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○事務局 御指摘ありがとうございます。御指摘のとおり、この事例5に関しましては、今回の公表資料から除外する形にしたいと思います。あわせて、今後の取り扱いですけれども、今回ヒアリングを実施した自治体としましては、公表資料としてはこれ以上の情報を出したくない形でおっしゃっていますので、あくまで内々の情報として、今、辻委員から御指摘あったように、もう少し具体的な事例の内容を室内で把握して、ちょっといかなる形で一般化できるのかも含めて検討の上、事例集としてではなく、何か別の形で公表を探るという形で、宿題となりますが検討をさせていただければと考えております。

以上でございます。

○古尾谷主査 ただいま事務局からそういう方針が示されました。その方向でよろしいでしょうか。

特に御異存ないようですので、ではそのようにしたいと思います。それで、この5の事例以外のところにつきましては、窓口業務の民間委託を終了した自治体に係る実施例集としてホームページに公表することは有意義だと思いますので、この点についてはよろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、そのようにしたいと思います。

それでは、「窓口業務の民間委託を終了した自治体に係る実施例集」については、本日の御意見を踏まえまして、事務局において各委員へ修正結果を連絡の上、ホームページで公表するとともに、地方公共団体への周知を図りたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、次の議題に移りたいと思います。議題4の「公金債権回収業務に係る調査」につきまして、事務局から説明してください。

○事務局 事務局でございます。「公金債権回収業務に係る調査報告」、資料1－3を御覧いただければと思います。

今回、調査結果に関しましては、1の四角囲みのところでございます。

調査目的に関しましては、先行で平成27年に、全国の自治体に対して公金の取組状況に関する調査を実施しておりました。その中で、205団体が先行的な取組を実施しておりますというところで回答しておりまして、そちらの追跡調査のような形になっております。

先行調査で、業務効率化の取組をしていると回答した205団体に対してアンケートを実施しまして、その上で、回答内容で特に有意義と思われる自治体に対してヒアリングを実施したところでございます。

調査結果ですけれども、アンケート調査結果から御説明させていただきます。今回、複数の団体、110の団体が、公金債権回収業務に関していろいろな取組を組み合わせて実施しているということが今回わかったところでございます。また、3万人未満の自治体で

は、広域連合に取り組み割合が非常に多いというところがございます。他方で、民間委託や外部人材の活用というのは、大規模の自治体が主に取り組んでおって、なかなか小規模の自治体のほうでは進んでいないかなという印象でございました。

また、最後、④ですけれども、やはり自力執行権のない債権、私債権であったり非強制徴収公債権に関しましては、現在も徴収率の向上が課題として挙げられるかなというところがアンケート結果から見えてきたところがございます。

ヒアリング調査は、5団体に実施しておるところでございます。ある自治体では、私債権も含めて一元化を実施し、私債権部分に関して弁護士委託を組み合わせ、効率的な回収を図っていたということがございます。

また、別の自治体ですけれども、終期を設定して集中取組期間というような形で組織の一元化を実施し、その取組期間に徹底的に徴収を実施するというような取組が見られました。また、新たな取組としてなのですが、AI-OCRやRPAなどを活用しまして、いわゆる債権の管理であったり、あと、業務プロセスの中で職員がやらなくてもいいような業務の洗い出しなどを行っている自治体もあったところがございます。

また今回、一部事務組合に関しましてもヒアリングを実施しておりまして、小規模の自治体が集まって、広域連携によって徴収率を上げるというような取組が見られたところがございます。

全体的な総括としましては、やはり債権回収業務に関しましては、一定程度スケールメリットがないと、外部委託であったり民間の活用というところがなかなか図りづらいのかなというところがアンケート結果及びヒアリング結果から見えてきたところがございます。ただ、強制徴収公債権に関しましては、市職員のほうで差し押さえも含めて強制執行できますので、民間委託というところになかなかつながらないのですが、私債権も含めてどのように一元化していくのかというところがやはり課題として挙げられるかなというところがございます。

今後の取組についてでございます。今回、先行調査で、業務効率化の取組を実施している205団体についてのみアンケート等を実施したところなのですが、アンケートの中で、ICTの活用を含めた新たな取組ということがなされているところがございます。そういったICTの活用を含めて、どのように全体の取組を連携させて業務の効率化を図っていくのかというところが、今回の団体だけではなかなか見えてこないというところもありますので、改めて全国の自治体に対して、どのような取組を実施しているのかというところを次年度、調査をしたいと考えているところがございます。

説明は以上となります。

○古尾谷主査 ありがとうございます。

それでは、この点につきまして御意見、御質問ありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、これまでの議論を踏まえまして、「地方公共団体における公共サービス改革に

関する報告書」につきましては、先ほど御議論のありました点を除いて、当委員会として異存はないということにいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、「地方公共団体における公共サービス改革に関する報告書」、一部削除しますが、ホームページに公表することといたします。

以上をもちまして、本日予定しておりました議題は全て終了いたしました。本日の審議内容につきましては、官民競争入札等監理委員会の委員の皆様に報告するものとなりますが、その内容につきましては、主査である私に御一任いただければと思います。委員の皆様、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

事務局から他に連絡事項等ありましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

○事務局 はい。大丈夫です。

○古尾谷主査 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして本日の小委員会を終了いたします。本日はありがとうございました。